

令和8年度の入札契約制度の改正について

次のとおり、入札契約制度を改正しますのでお知らせします。

主な改正点

- 1 呉市低入札価格調査制度事務取扱要領の一部改正について
- 2 呉市一般競争入札（事前審査方式）公告共通事項【建設工事】の一部改正について
- 3 工事費内訳書における労務費等の記載について
- 4 設計図書に記載している設計図書整理番号の廃止について

呉市低入札価格調査制度事務取扱要領の一部改正について

令和8年4月1日から、呉市低入札価格調査制度事務取扱要領の一部改正を行います。詳しくは、契約課ホームページ「公表・お知らせ」に令和8年3月17日付で掲載しております、「【重要】呉市低入札価格調査制度事務取扱要領の一部改正について」をご確認ください。

呉市一般競争入札（事前審査方式）公告共通事項【建設工事】の 一部改正について

1 主な改正点

(1) 一般競争入札（事前審査方式）における，配置予定技術者は，開札日の前日時点で配置できる者としていますが，一般競争入札（事後審査方式）と同様に，契約日時点で配置できる者に改正します。

(2) 建設業法の規定により，建設業者は，請け負う工事について，工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは，落札決定から請負契約を締結するまでに，発注者に対して，その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知することとされたため，明記しました。

※ (2) については建設工事のみが対象となります。

2 改正の実施日

令和8年4月1日（同日以降に入札を公告する案件から適用します。）

（下記要綱等も同様に該当部分を改正）

- ・呉市一般競争入札（事後審査方式）公告共通事項【建設工事】
- ・呉市一般競争入札（事前審査方式）公告共通事項【建設コンサルタント等業務】
- ・呉市建設工事一般競争入札（事前審査方式）事務処理要綱
- ・呉市建設コンサルタント等業務一般競争入札（事前審査方式）事務処理要綱

工事費内訳書における労務費等の記載について

建設業法等の一部を改正する法律が令和 7 年 1 2 月 1 2 日から全面的に施行されたことに伴い、入札時に提出する工事費内訳書に労務費等の記載が必要となりました。

令和 7 年 1 2 月 1 9 日付で「工事費内訳書における労務費等の記載について」を掲載しておりましたが、工事費内訳書の様式を労務費等の記載欄を設けた新しい様式に変更します。

1 工事費内訳書に記載すべき事項

工事数量総括表に記載されている費目等に加え、次の経費を記載すること。

- ・ 材料費
- ・ 労務費
- ・ 建退共制度の掛金

(中小企業退職金共済法第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。)

- ・ 現場労働者に関する法定福利費の事業主負担額

(建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。)

- ・ 安全衛生経費

(建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。)

2 適用日

令和 8 年 4 月 1 日 (同日以降に入札を公告する案件から適用します。)

3 その他

- (1) 上記 1 の事項の記載漏れ等については、当分の間、無効として取扱いません。
- (2) 新しい工事費内訳書の様式は、別紙のとおりです。

工事費内訳書（入札時提出用）

別紙

工事名 〇〇〇〇工事（〇〇）

商号・名称
氏 名

工事費内訳表							
発注課	費 目	工 種	種 別	単 位	数 量	金 額	
● ● 課	〇〇						
		〇〇工		式	1		
		〇〇工		式	1		
		〇〇工		式	1		
		〇〇工		式	1		
		〇〇工		式	1		
		〇〇工		式	1		
		直接工事費					
		〇〇費		式	1		
		〇〇費		式	1		
		共通仮設費率分		式	1		
		共通仮設費計					
		純工事費					
		現場管理費		式	1		
		工事原価					
		一般管理費率分		式	1		
		契約保証費		式	1		
		一般管理費計					
	工事価格						

確認項目	金額
ア. 直接工事費のうち、材料費（円）	
イ. 直接工事費のうち、労務費（円）	
ウ. 現場管理費のうち、建退共制度の掛金（円） ※ 中小企業退職金共済法第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。	
エ. 現場管理費のうち、現場労働者に関する法定福利費の事業主負担額（円） ※ 建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。	
オ. 工事原価のうち、安全衛生経費（円） ※ 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。	

- 注意
1. 上記、工事価格と入札金額は同額のこと
 2. 上記、工事費内訳表及び確認項目の各項目についてのみ金額を記入すること
項目の積算した金額が 0円の場合は、0 を記入すること
 3. 注意 1 及び 2 に関する要件を満たしていない入札は、無効とします
 4. 工事費内訳書の提出により、設計図書等の内容確認をしたものとみなします

令和 8 年 4 月 1 日
財 務 部 契 約 課
都 市 部 技 術 監 理 室

設計図書に記載している設計図書整理番号の廃止について

1 設計図書整理番号の廃止における工事（業務）費内訳書の取扱い

設計図書の表紙に記載している設計図書整理番号を廃止しますので、入札時に提出する工事（業務）費内訳書の所定の欄に記入する取扱いを廃止します。

2 適用日

令和 8 年 4 月 1 日（同日以降に入札を公告又は指名を通知する案件から適用します。）